



青龍寺川地区ストックマネジメント事業で改修された本田分水工

### 主な内容

<b>ごあいさつ</b>	2
広報発行によせて	2
第14回通常総代会	4
平成30年度 主な事業	5
平成30年度   賦課金及び賦課徴収方法	7
農地転用と地区除外決済金について	8
【フォトコンテスト結果発表 ⋯⋯⋯⋯⋯	1
国学赤川―	2



平成30年5月発行

### 受益面積及び組合員数

(平成30年4月現在)

市町村名	鶴岡市					酒田市	三川町	庄内町	計
רגע (שנו ו <u>ס</u> רני	鶴岡地区	朝日地区	櫛引地区	羽黒地区	藤島地区	沿田口		江口	ĒΙ
受益面積 (ha)	4,686.3	253.3	1,874.4	681.5	910.3	826.3	2,092.8	0.4	11,325.3
組合員数	1,926	134	735	353	342	508	783	18	4,799

発行所:鶴岡市馬場町7番35号

庄内赤川土地改良区

編集者:総務課 総務係

URL: http://www.shonaiakagawa.jp E-mail: info@shonaiakagawa.jp

## 理事長あいさつ



ごあいさつ

## 庄内赤川土地改良区 理事長 **佐藤 俊介**

田植え作業も終盤を迎え、みずみずしい若葉に初夏ならではの新鮮さが感じられる季節となりました。 皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より本区運営にご理解ご協力を賜り 心より御礼申し上げます。

さて、庄内赤川土地改良区管内では、国営赤川二期農業水利事業が実施9年目を迎えております。本事業は平成32年度での完了が予定されており、いよいよラストスパートの段階となりました。本年度においては、昨年度からの継続事業である水管理システムの整備や赤川揚水機場の撤去をはじめ、赤川頭首工管理棟の改修など、まだまだ急ピッチでの事業が続きます。また、事業完了までの間にこれまで施工された施設の手直しや修繕といった細かな案件にも対処しておく必要があります。今後も赤川農業水利事業所をはじめとする関係機関と改良区との間で綿密な情報交換と十分な協議を行いながら事業の成功を目指していかなければならないものであります。

国営二期事業により主要施設の更新、長寿命化が行われる中、昭和中後期から平成初頭までに整備された県営、団体営レベルの施設も同様に老朽化が進み、その更新が必要となり、また、用排水方式の変更(用排水路の管路化等)により水管理や除草作業の合理化などを模索する地区も多くなってきております。現在、本区管内では新規圃場整備地区が5地区、再整備地区(水利施設保全合理化事業等実施地区)が2地区、計7地区において事業が実施中または調査計画中であります。昨今の農業情勢においてはコメの戸別所得補償制度が廃止される中、これまで以上に水田農業における生産性の向上、稲作の省力化が求められています。そのためには水利施設等の農業生産基盤の整備をはじめとする農業農村整備事業の尚一層の充実が必要であります。我々土地改良区としては、組合員の皆様と一体となって協議検討することにより、地域の課題や目標をきちんと把握し、事業主体となる国、県等に対して事業の必要性や予算確保を訴えていかなければならないものと考えております。

最後になりますが、国営二期事業により造成されました赤川地区小水力発電所に関しましては、お陰様をもちまして昨年7月に運転を開始いたしました。昨年度においては、稼働期間実質8ヶ月ながら売電総額は約4,000万円となりました。本年度においては工事の都合により約半年間の稼働となりますが、来年度以降は昨年度の実績を上回る売電を予定しております。今後も順調な稼働を維持し、売電収益を施設維持管理費に充当しながら、組合員負担の軽減に繋げていかなければならないものであります。あわせまして今後も皆様からの様々な負託にお応えできるよう、役職員一同さらに業務に邁進していく所存でありますので今後もご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝と今期が五風十雨にて豊穣の秋を迎えられますことを祈念いたしまして、広報発行にあたりご挨拶といたします。

## 広報発行によせて



白いご飯

庄内赤川土地改良区の皆様におかれましては、日頃より国営赤川二期農業水利事業の推進につきまして、多大な御協力と御理解を賜り心より厚く御礼を申し上げます。おかげさまをもちまして、平成22年度に始まりました本事業も平成32年度の完了に向けて順調に進んでいるところであり、今年度は、昨年度に引き続いて水管理施設の建設や赤川揚水機場の撤去工事を進める他、ゲート等で残された改修工事を鋭意進めることとしております。冬場に予定しております赤川頭首工の改修工事のために、非灌漑期の内川への浄化用水等の取水を停止しなければならず皆様にご迷惑をおかけしますがご理解を賜れば幸いです。

さて、旧聞に属する話ですが、先日閉幕した平昌冬季五輪に関する報道で興味深い話がありました。平昌五輪のスピードスケートの女子団体パシュートで金メダルを獲得した日本チームの選手達が、会見でこれからしたいことを問われた際、高木菜那選手が「白いご飯が大好きなので、美味しい白いご飯の食べ比べをしてみたい」と言ったところ、全国から所属会社に米が贈られてきたそうです。高木菜那選手はマススタートでも金メダルを獲得し金銀銅メダリストの高木美帆選手が実妹なので、影響が大きいと思われているからでしょう。

ちなみに、高木菜那選手の妹の高木美帆選手も「お米」党だそうで海外遠征に米と炊飯器等を持って行くと報じられましたし、平昌五輪の他の金メダリストも羽生結弦選手は外国人記者から「勝負飯」を問われて「日本人なので米のご飯」と答えたそうですし、小平奈緒選手が「基本的には「ご飯党」で麺類はあまり食べない」とおっしゃったのをテレビ番組で見たこともあります。日本人トップアスリートの方々が「米のご飯」を好むのは、「米」が如何に優れた食材であるかということを示している一例ではないかと思います。

この話が私の印象に残ったのは、高木菜那選手が「白いご飯」という表現を使われたからでもあります。「白いご飯」という言葉には「銀シャリ」等と共に「米」に対するある種の「あこがれ」がこめられているように感じます。終戦直後にあこがれの「『銀シャリ』を腹一杯食べる」ためにプロ野球に入ったと語るかつての名選手の言葉を読んだことがありますが、我々日本人の多くが米を満足に食べられるようになって未だ 100 年も経っていないことを忘れてはならないと思います。高木菜那・美帆選手姉妹の出身地は北海道の帯広の近くの十勝地方だそうですが、十勝地方は日本有数の農業地帯ですが畑作地帯で気候的にも米の産地ではありません。高木菜那選手の「美味しい白いご飯の食べ比べがしたい」という言葉を聞くと、米が収穫できるのは決して当たり前ではないということを思い起こさせます。

幸いにも庄内地方は、JRを走る特急の名称が「いなほ」号であるように日本有数の「米どころ」です。言うまでも無いことですが、米を作るには「水」とそれを供給する水利施設が必要不可欠です。そして、常に適切な維持管理と改修に努めなければ美しい水田を支える水利施設を子孫に残すことはできません。(「子孫に美田を残さず」というのは、「西郷どん」こと南洲翁西郷隆盛の言葉と言われていますが、正確には「児孫のために美田を買わず」だったそうです。)先人達が米を作るために安定的に水を供給する目的で築き上げた水利施設を未来にきちんと残すために微力ながら国営事業所も頑張りたいと思っています。



## 広報発行に寄せて

# 山形県庄内総合支庁 産業経済部農林技監 山平 吉弘様

庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より本県の農業農村整備事業の推進につきまして、多大な御理解と御協力を賜り心より御礼申し上げます。

この冬は、庄内においても驚くような大雪と低温に見舞われました。このため雪解けの遅れと春作業への影響が懸念されたところですが、春は一気に訪れ、桜前線も例年にないスピードで北上していきました。

さて、私が庄内に赴任してから 1 年が過ぎ、改めまして庄内地域の豊かさを実感しているところです。ここ庄内は日本有数の米どころとして他に誇る地域ですし、米以外にも山と海と広々とした平野、砂丘畑からの四季を通じて豊かな「食」があります。また、3 つの日本遺産など優れた文化と歴史がこの地にはあります。その他にも観光やものづくり産業など、今後の発展の可能性に満ちています。

一方、これは国全体における共通の課題でもありますが、現在これまで経験したことのない人口減少社会にあります。こうした状況において、これからの地域社会の活力を維持・向上させていくため、庄内総合支庁では若者の定着・回帰を最重要課題ととらえ、それぞれの分野において地域の関係者と一緒になって各種施策に取り組んでいくこととしております。

農業の分野におきましては、若者がこの地で生活していくことを選択するのは、地域への愛着と誇りはもちろん、農業が生業として将来とも夢と希望が持てる産業であることです。そのためには農業で十分な所得を確保していくことであり、県が第 3 次山形県農林水産業元気再生戦略で共通目標指標としております農林水産業を起点とする産出額 3,500 億円と生産農業所得 1.3 倍(東北 1 位)の達成に向けてしっかりと各種施策に取り組み、結果を出していくことだと思います。

その中で、土地改良区は農業生産の基礎というべき農業用水を安定的に配り、競争力の高い農業を実践していくための優良な農地を整備し保全していくという、元気再生戦略の数字には表れないものの、非常に重要な役割を担っています。現在のように状況が大きく変化している時代においては更にその役割は重要性を増しています。新たな米政策、グローバル化の進展のほか、科学技術は日々進歩を遂げており、それに合わせて農業生産の形態は変化していることから、老朽化が進む水利施設の効率的な機能保全対策はもとより、地域農業の変化に適合した農業用水の管理体制の構築や低コストで高品質な作物生産を支える基盤整備を今後とも計画的に進めていかなければなりません。

庄内赤川土地改良区におきましては、国営赤川二期地区が終盤を迎えており、基幹水利施設の改修とともに小水力発電や水管理システムの導入など、将来の維持管理を見据えた整備が順調に進められております。県営事業におきましても皆様から地域の実情を政府に届けていただいたおかげで、今年度は補正予算と合わせてほぼ必要な予算を確保できましたので、計画どおりに農業の競争力強化や基幹水利施設の機能保全に向けた整備等を進めてまいります。

県としましては、今後とも皆様のお話をよくお聞きし、必要な整備を計画的に進めていくための予算確保に努めながら、 事業の進捗を図ることで地域課題を解決してまいります。また、若者が庄内での農業に夢と希望を持って取り組んでも らえるよう、事業を契機とした儲かる農業の実現と農村地域の活性化対策を市町や関係機関と連携を密にして進めてま いりますので、引き続き皆様の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

## 第14回通常総代会

平成30年3月16日、東京第一ホテル鶴岡に於いて第14回通常総代会が開催されました。総代現数60名中56名の出席のもと、議長に佐藤 優総代(第4選挙区·大淀川)、副議長に小池 和幸総代(第4選挙区·寺田)を選出し、次の事項を慎重審議した結果、原案通り可決されました。

### ◇付議事項

```
承認第5号
       専決処分の承認について
議第 4号
       特別会計の設置について
議第 5号
       平成29年度(特別会計)中川地区共通事業費収入支出第2回補正予算
議第 6号
       平成29年度(特別会計)赤川地区小水力発電事業費支出第1回補正予算
議第 7号
       平成29年度(特別会計)財政調整積立金収入支出第3回補正予算
議第 8号
       平成29年度(特別会計)団体営土地改良事業費収入支出第1回補正予算
議第 9号
       平成29年度(特別会計)天保大川地区共通事業費収入支出第2回補正予算
       平成29年度(特別会計)広野地区事業費支出第1回補正予算
議 第 10 号
議 第 11 号
       農業基盤整備促進事業の実施について
       土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
議 第 12 号
議第13号
       長期借入金(広野地区)について
議第14号
       長期借入金(たらのきだい地区)について
       平成30年度一般会計収入支出予算について
議 第 15 号
議第16号
       平成30年度(特別会計)青龍寺川地区共通事業費収入支出予算について
議第17号
       平成30年度(特別会計)中川地区共通事業費収入支出予算について
議第18号
       平成30年度(特別会計)天保大川地区共通事業費収入支出予算について
議第19号
       平成30年度(特別会計)八沢川地区共通事業費収入支出予算について
議第20号
       平成30年度(特別会計)団体営土地改良事業費収入支出予算について
議第21号
       平成30年度(特別会計)県営赤川圃場整備事業費収入支出予算について
議第22号
       平成30年度(特別会計)鶴岡西部県営圃場整備事業費収入支出予算について
議第23号
       平成30年度(特別会計)押切地区事業費収入支出予算について
議第24号
       平成30年度(特別会計)広野地区事業費収入支出予算について
議第25号
       平成30年度(特別会計)大泉地区維持管理事業費収入支出予算について
議 第 26 号
       平成30年度(特別会計)東郷堰地区維持管理事業費収入支出予算について
議第27号
       平成30年度(特別会計)天保大川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第28号
       平成30年度(特別会計)県営たらのきだい地区圃場整備事業費収入支出予算について
議第29号
       平成30年度(特別会計)赤川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第30号
       平成30年度(特別会計)赤川地区共同管理費収入支出予算について
議 第 31 号
       平成30年度(特別会計)農地維持受託事業費収入支出予算について
議第32号
       平成30年度(特別会計)地区除外決済金収入支出予算について
議第33号
       平成30年度(特別会計)職員退職給与資金収入支出予算について
議第34号
       平成30年度(特別会計)財政調整積立金収入支出予算について
議第35号
       平成30年度(特別会計)総代役員退任慰労金収入支出予算について
議 第 36 号
       平成30年度区費賦課徴収方法について
議 第 37 号
       平成30年度地区除外決済金について
議第38号
       事業費(個人)の一括繰上償還について
議第39号
       指定金融機関等について
```

### ◇報告事項

監報告第2号 平成29年度第2回定例監査報告



左:副議長 小池 和幸総代 右:議長 佐藤 優総代



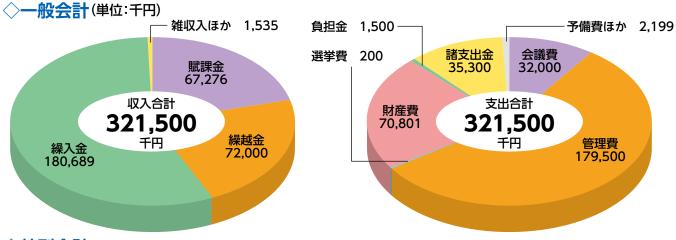
質問する打田 啓市総代

## 平成30年度 主な事業

【青龍寺川地区共通事業費】			
■維持管理事業費 ・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	20.016千円	·揚水機場費(電力料、賃金、工事費等)	7.452千円
·管理費(水利運営協議会交付金等)	6,296千円	'1物小阪'物貝(电刀件、貝立、上尹貝守)	7,432下闩
■受託費 ・受託工事費 (沖堰·尾花排水機場管理業務、青龍寺川堤防草刈業務	5,939千円		
■分担金		<b>甘热小和快乳您用</b>	C00 T.III
·国営造成施設県管理事業地元分担金(赤川頭首工) ·水利施設整備事業地元分担金	1,149千円 18,300千円	·基幹水利施設管理事業地元分担金 (西1号幹線用水路)	698千円
■農業基盤整備促進事業費	1,300千円	■土地改良事業調查計画事業費 ·農地整備事業調査計画事業費	9,700千円
【中川地区共通事業費】			
■維持管理事業費 ・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等) ・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等) ・適正化事業費(適正化拠出金、事業費等)	24,447千円 6,625千円 8,397千円	·揚水機場費(電力·水道料、賃金、修繕費等) ·管理費(水利運営協議会交付金等)	10,720千円 9,588千円
■分担金 ·国営造成施設県管理事業地元分担金(赤川頭首工) ·農村地域防災減災事業地元分担金(京田川地区)	817千円 5,010千円	·基幹水利施設管理事業地元分担金 (西1号·東3号幹線用水路)	1,444千円
【天保大川地区共通事業費】			
■維持管理事業費 ・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等) ・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等) ・整備工事費(施設整備小規模工事費等)	13,995千円 4,165千円 16,700千円	·揚水機場費(電力料、賃金、工事費等) ·管理費(水利運営協議会交付金等)	4,164千円 5,057千円
<b>■受託費</b> ・受託工事費 (立岩・東岩本・天狗森地区地すべり防止施設管理)	210千円	・農道管理業務受託費	3,129千円
■分担金 ·国営造成施設県管理事業地元分担金(赤川頭首工) ·地域用水環境整備事業地元分担金(田沢用水路小水力発	134千円 電)540千円	·基幹水利施設管理事業地元分担金(西1号幹線用水路)	81千円
■農業基盤整備促進事業費	3,100千円	■土地改良事業調查計画事業費 ·農地整備事業調查計画事業費	5,500千円
【八沢川地区共通事業費】 ■維持管理事業費 ・用水費(刈払費、浚渫費、修繕費等) ・ため池費(賃金、刈払費、修繕費等) ・管理費(水利運営協議会交付金等) ・整備工事費	13,288千円 1,436千円 2,758千円 900千円	·揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等) ·排水費(刈払費、修繕費等) ·適正化事業費(適正化拠出金等)	32,480千円 264千円 2,875千円
・農道管理業務受託費	2,619千円	■農業基盤整備促進事業費	6,000千円
· 展想自生未例文的質 ■土地改良事業調査計画事業費 · 農地整備事業調査計画事業費	6.200千円		
【団体営土地改良事業費】(青龍寺川地区) ■施設維持管理事業費 (八ツ興屋地区排水路浚渫作業等)	83千円		
【県営赤川圃場整備事業費】(青龍寺川地区、	中川地区)		
■施設維持管理事業費 ・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等) ・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等) ・整備工事費	22,465千円 15,549千円 18,000千円	·揚水機場費(電力料、賃金、工事費等) ·適正化事業費(適正化拠出金、事業費等)	7,416千円 17,632千円
■受託費 ・農道管理業務受託費	7,339千円	■農業基盤整備促進事業費	3,100千円
■土地改良事業調查計画事業費 ·農地整備事業調查計画事業費	14,000千円		
【鶴岡西部県営圃場整備事業費】(青龍寺川地	也区)		
■施設維持管理事業費(3,4,6事業区) ·揚水機場費(電力料、賃金等)	71,034千円	·整備工事費(整備工事費、刈払費等)	22,469千円
■ <b>分担金</b> ·農村地域防災減災事業地元分担金(沖堰地区)	83千円	■ <b>受託費</b> ・農道管理業務受託費	5,934千円
■農業基盤整備促進事業費 【押切地区事業費】(中川地区)	3,000千円	■水利施設整備事業費(第4事業区共同地区)	8,796千円
■施設維持管理事業費			
·水路費(刈払費、浚渫費、工事費等) ·適正化事業費(適正化拠出金等)	5,153千円 789千円	·揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	19,251千円
■受託費 ・農道管理業務受託費	708千円	■農業基盤整備促進事業費	2,100千円

【広野地区事業費】(中川地区)			
■施設維持管理事業費 ・水路費(刈払費、浚渫費、工事費等) ・農道管理事業費	11,497千円 600千円	·揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	6,816千円
■分担金 ·農業水利施設保全合理化事業地元分担金	120,000千円	■農業経営高度化支援事業費	150千円
【大泉地区維持管理事業費】(青龍寺川地	(区)		
■施設維持管理事業費 ・施設維持管理事業費(刈払費、賃金、工事費等)	5,041千円	■農業基盤整備促進事業	2,000千円
【東郷堰地区維持管理事業費】(青龍寺川	地区)		
■施設維持管理事業費 ・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等) ・適正化事業費(適正化拠出金、事業費等)	19,396千円 1.513千円	·水路費(刈払費、賃金、工事費等)	7,745千円
■受託費 ·農道管理業務受託費	1,192千円	■農業基盤整備促進事業費	3,000千円
【天保大川地区小水力発電事業費】			
■施設維持管理費	871千円		
【県営たらのきだい地区圃場整備事業費】	(天保大川地区	록)	
■ <b>分担金</b> ·事業地元分担金	3,750千円	■ <b>受託費</b> ·受託事業費(換地業務)	700千円
【赤川地区小水力発電事業費】 ■施設維持管理費	8,400千円		
【赤川地区共同管理費】			
■維持管理事業費			
<ul><li>◎利水費</li><li>・大鳥ダム及び熊出堰頭首工費</li></ul>	33,499千円 859千円	·東1号幹線用水路費	1.318千円
・成沢川排水路費	290千円	·赤川頭首工費	20,843千円
·西1号幹線用水路費	10,189千円		
<ul><li>◎水源涵養林費</li><li>◎管理費</li></ul>	2,389千円		
	1,700千円		
【農地維持受託事業費】			
■受託事業費	4,776千円		

## 平成30年度 予算



### ◇特別会計(単位:千円)

会 計 区 分	予 算 額	会 計 区 分	予 算 額
1. 青龍寺川地区共通事業費	147,700	11. 東郷堰地区維持管理事業費	47,400
2. 中川地区共通事業費	124,200	12. 天保大川地区小水力発電事業費	1,301
3. 天保大川地区共通事業費	107,000	13. 県営たらのきだい地区圃場整備事業費	5,600
4. 八沢川地区共通事業費	99,500	14. 赤川地区小水力発電事業費	32,701
5. 団体営土地改良事業費	7,300	15. 赤川地区共同管理費	105,800
6. 県営赤川圃場整備事業費	143,500	16. 農地維持受託事業費	4,800
7. 鶴岡西部県営圃場整備事業費	145,400	17. 地区除外決済金	658,082
8. 押切地区事業費	42,300	18. 職員退職給与資金	79,510
9. 広野地区事業費	155,000	19. 財政調整積立金	1,757,700
10. 大泉地区維持管理事業費	9,900	20. 総代役員退任慰労金	5,582
		特別会計 20会計 合計	3,680,276

## 平成30年度 賦課金及び賦課徴収方法

賦課期日: 平成30年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課 徴収期限: (第1期)平成30年5月31日・(第2期)平成30年10月31日

納付場所: JA(鶴岡市・庄内たがわ・庄内みどり・酒田市袖浦)の各本支所・支店、荘内銀行本支店・出張所、

山形銀行・きらやか銀行の各支店、鶴岡信用金庫本支店、本土地改良区

□座振替日:第1期 5月31日(木)・第2期 10月31日(水)

事 業	±	1000㎡当	<u> →</u>	賦課割合	
ゴード	事業名	賦課金(円)	前年度比	第1期	第2期
一般会計					
0101	一般賦課金(運営事務費)	600	_	50%	50%
特別会計	(青龍寺川地区)				
0201	青龍寺川地区共通事業費(維持管理費)	1,100	_		
0202	// (赤川管理費)	820	_	50%	50%
0211	// (事業調査費・井岡地区)	5,000	△ 2,000	3076	30%
0212	// 事業調査費・岡山地区)	5,000	新設		
1101	団体営事業費(西荒屋圃場整備)	一筆ごと	_		
1201	県営赤川圃場費(維持管理費・青龍寺川地区)	1,980	_		
1231	// 「事業調査費・黄金地区【A】)	1,250	   H29賦課なし		
1232	// (事業調査費・黄金地区【B】)	1,250	112万地味/なり	30%	70%
1301	鶴西県圃費(維持管理費・第3事業区・湯田川【A】)	4,900	_		
1302	// (維持管理費・第3事業区・湯田川【B】)	1,400	_		
1321	// (維持管理費・第 6 事業区・京田、栄)	5,000	_		
1322	// (維持管理費・第4事業区・大泉)	4,800	_		
1601	大泉地区管理費(共同地区)	400	_		
1602	// (岡山地区)	530	_		
1701	東郷堰地区管理費(東郷堰地区)	4,450	_	F00/	F00/
1702	// (門前単独地区)	6,000	_	50%	50%
1703	// (尾花開田単独地区)	7,900	_		
1704	// 成田開田単独地区)	800	_		
1721	門前地区基盤整備費	4,400	_	30%	70%
特別会計	(中川地区)				
0301	中川地区共通事業費(維持管理費)	2,040	40	50%	50%
0302	// (赤川管理費)	560	△ 40	J070	3070
1211	県営赤川圃場費(維持管理費・第 5-1 事業区)	1,550	_	30%	70%
1212	// (維持管理費・第 5-2 事業区)	4,200	_	J070	7 0 70
1401	押切地区事業費(維持管理費・共通地区)	1,200	_		
1402	// (維持管理費・第 6 事業区)	3,300	_	40%	60%
1403	// (事業費・第 6 事業区)	200	_		
1404	// (維持管理費・落合地区)	9,760	_	60%	40%
1501	広野地区事業費(維持管理費・共通地区)	2 400		50%	50%
		2,400		3076	3070
1502	// (維持管理費·黒森地区)	2,400	_		
1502 1503		2,800 4,950		60%	40%
1502 1503 1511	### (維持管理費・黒森地区) ### (維持管理費・昭和地区) ### (事業費・事業地区)	2,800			
1502 1503	# (維持管理費・黒森地区) # (維持管理費・昭和地区) # (事業費・事業地区) (天保大川地区)	2,800 4,950		60%	40%
1502 1503 1511 特別会計 0401	### (維持管理費・黒森地区) ### (維持管理費・昭和地区) ### (事業費・事業地区)	2,800 4,950 300 4,900	- - - 30	60%	40%
1502 1503 1511 特別会計 0401 0402	# (維持管理費・黒森地区) # (維持管理費・昭和地区) # (事業費・事業地区) (天保大川地区)	2,800 4,950 300		60% 50%	40% 50%
1502 1503 1511 特別会計 0401 0402 0411	# (維持管理費・黒森地区) # (維持管理費・昭和地区) # (事業費・事業地区) (天保大川地区) 天保大川地区共通事業費(維持管理費)	2,800 4,950 300 4,900 220 1,080		60%	40%
1502 1503 1511 特別会計 0401 0402 0411 2001	# (維持管理費・黒森地区) # (維持管理費・昭和地区) # (事業費・事業地区)  (天保大川地区)  天保大川地区共通事業費 (維持管理費)  # (赤川管理費)  # (事業償還費)  たらのきだい事業費 (たらのきだい地区)	2,800 4,950 300 4,900 220		60% 50%	40% 50%
1502 1503 1511 特別会計 0401 0402 0411	## (維持管理費・黒森地区) ## (維持管理費・昭和地区) ## (事業費・事業地区)  (天保大川地区)  天保大川地区  ボ (赤川管理費) ## (事業償還費)	2,800 4,950 300 4,900 220 1,080		60% 50%	40% 50%
1502 1503 1511 特別会計 0401 0402 0411 2001	# (維持管理費・黒森地区) # (維持管理費・昭和地区) # (事業費・事業地区)  (天保大川地区)  天保大川地区共通事業費 (維持管理費)  # (赤川管理費)  # (事業償還費)  たらのきだい事業費 (たらのきだい地区)	2,800 4,950 300 4,900 220 1,080		60% 50%	40% 50%
1502 1503 1511 特別会計 0401 0402 0411 2001 特別会計	# (維持管理費・黒森地区) # (維持管理費・昭和地区) # (事業費・事業地区)  (天保大川地区)  天保大川地区共通事業費 (維持管理費)  # (赤川管理費)  # (事業償還費)  たらのきだい事業費 (たらのきだい地区)  (八沢川地区)	2,800 4,950 300 4,900 220 1,080 1,500		60% 50%	40% 50%
1502 1503 1511 特別会計 0401 0402 0411 2001 特別会計 0501	# (維持管理費・黒森地区) # (維持管理費・昭和地区) # (事業費・事業地区)  (天保大川地区)  天保大川地区	2,800 4,950 300 4,900 220 1,080 1,500		60% 50% 50%	40% 50% 50%
1502 1503 1511 特別会計 0401 0402 0411 2001 特別会計 0501 0511	# (維持管理費・黒森地区) # (維持管理費・昭和地区) # (事業費・事業地区)  (天保大川地区)  天保大川地区  ボ (赤川管理費)  ボ (赤川管理費)  ボ (事業償還費)  たらのきだい事業費(たらのきだい地区)  (八沢川地区)  八沢川地区  八沢田  八沢田  八沢田  八沢田  八沢田  八沢田  八沢田  八沢	2,800 4,950 300 4,900 220 1,080 1,500 1,600 2,200		60% 50%	40% 50%
1502 1503 1511 特別会計 0401 0402 0411 2001 特別会計 0501 0511 0512	# (維持管理費・黒森地区) # (維持管理費・昭和地区) # (事業費・事業地区)  (天保大川地区)  天保大川地区共通事業費 (維持管理費)  # (赤川管理費)  # (事業償還費)  たらのきだい事業費 (たらのきだい地区)  (八沢川地区)  八沢川地区共通事業費 (維持管理費・八沢川地区)  八沢川地区管理費 (維持管理費・田川地区)  # (維持管理費・上郷地区)	2,800 4,950 300 4,900 220 1,080 1,500 1,600 2,200 3,000		60% 50% 50%	40% 50% 50%

## 農地転用と地区除外決済金について

### 農地転用について

農地転用とは、農地を農地以外の用途に転換することです。農地転用をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ各市町村の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行うようにしてください。

### 農地転用の申請について【土地改良区での手続き】

農業委員会に農地転用許可申請を行う際、【土地改良区の意見書】の添付を命じられます。 【土地改良区の意見書】の交付は下記の流れに沿って行われますので、時間に余裕を持った申請をお願いします。

### 「土地改良区の意見書」の申請から交付までの流れ

- ①転用組合員より「土地改良区の意見書」の申請
- ②土地改良施設への影響を関係者と協議
- ③土地改良区で理事長決裁または理事会・総代会での決議 ※転用面積により1週間~最大で6ヶ月かかる場合があります
- ④土地改良区で意見書の交付及び決済金・手数料等の徴収

### 【申請に必要な書類】

①農地転用等の通知書 ②地区除外申請書

- ※添付書類※
- ・農業委員会に提出する計画図面及び書類一式(副本)
- ・役員、総代、生産組合、水利運営協議会の同意書

※手数料等は、転用面積により異なりますので総務課会計係までお問い合わせください

### 決済金について

農地転用により土地改良区の受益農地が減少しても、土地改良施設(用排水路等)の維持管理費は減少しません。 そのため、他の組合員の負担にならないよう、地区除外処理規程第6条の決済金算定基準により納めて頂くも のが決済金です。土地改良法第42条第2項の規定により、農地転用する農地につき、権利義務について必要 な決済(決済金による精算)をしなければならないことになっています。

### ◆必要な決済(決済金による精算)の対象範囲について…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金(分担金)・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費

**農地が公共事業用地(河川、道路、学校等公共施設)として買収される場合も同様ですのでご注意ください。**なお、決済金領収書も賦課金領収書と同様に所得税の確定申告の控除証明書として使用できます。

### ○平成30年度決済金一覧

対象地区	決済金の 区分	1,000㎡当 決済金(円)	対象地区	決済金の 区分	1,000㎡当 決済金(円)
一般会計		特別会計(中川地区)			
全地区	運営事務費	18,000	県営赤川·第5-1事業区	維持管理費	46,500
特別会計(青龍寺川地区)			// ·第5-2事業区	推付日廷貝	126,000
青龍寺川地区共通	維持管理費	33,000	押切·共通地区		36,000
//	赤川管理費	24,600	// ·第6事業区	維持管理費	99,000
団 体 営·西荒屋圃場整備地区	事業償還費	一筆ごと	// ·落合地区		292,800
県営赤川·第1事業区	維持管理費	59,400	広野·共通地区		72,000
鶴 西 県 圃・第3事業区(湯田川【A】)		147,000	// ·黒森地区	維持管理費	84,000
// ·第3事業区(湯田川【B】)	<b>姚共竺田弗</b>	42,000	// ·昭和地区		148,500
// ·第6事業区(京田·栄)	維持管理費	150,000	// ·事業地区	事業償還費	36,927
// ·第4事業区(大泉)		144,000	特別会計(天保大川地区)		
大泉·共同地区	<b>/</b> #+± <b>/</b> ΦΤΗ <b>#</b>	12,000	天保大川地区共通	維持管理費	147,000
// ·岡山地区	維持管理費	15,900	//	赤川管理費	6,600
東郷・東郷堰地区		133,500	//	事業償還費	3,217
// ・門前単独地区	維持管理費	180,000	たらのきだい圃場整備地区	事業償還費	199,577
// ・尾花開田単独地区	批付日廷貝	237,000	特別会計(八沢川地区)		
// ·成田開田単独地区		24,000	八沢川地区共通		48,000
// ·門前地区基盤整備地区	事業償還費	17,475	// ·田川地区		66,000
特別会計(中川地区)			// ·上郷地区	維持管理費	90,000
中川地区共通	維持管理費	61,200	// ·大山地区		90,000
//	赤川管理費	16,800	// ·馬町地区		105,000

## 会計係からのお知らせ

### 賦課金の納付について

#### ☆賦課金納付のおねがい

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金により運営されています。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので、期限内の納付をお願いいたします。賦課金に関する相談・問い合わせは総務課会計係までご連絡ください。

#### ※納期限まで納付いただけない場合…

- ・年7.3%の延滞利息の加算(納期限後1ヶ月以内は、3.65%)
- ・督促状発行手数料[過怠金]の加算(1期1人当り300円)

#### ☆賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください!

【ご利用できる金融機関】各JA本支所・支店、荘内銀行本支店・出張所、山形銀行各支店、鶴岡信用金庫本支店 口座振替の手続きは、本区または各JA本支所・支店でお願いいたします。

### ☆賦課金の口座振替納入の方へ!

・賦課金領収書の発行は年1回12月のみになります。第1期の口座振替後(5月末)は、発行されませんのでご注意ください。振替の確認は通帳記入にてお願いいたします。

### ☆確定申告の際は…

- ・改良区より発行された賦課金領収書で対応してください。
- ・賦課金是認額は、本区全域において賦課金全額が認められます。(別途通知はいたしません)
- ・公共事業関連の一括繰上償還分の是認加算額については個別に通知いたします。

### 次のような場合、土地改良区への届出が必要です!!

### 組合員資格得喪通知書

- 1. 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき
- 2. 組合員が亡くなられたとき
- 3. 経営移譲をされたとき
- 4. 住所・電話番号・口座に変更があったとき
- ※賦課金は**毎年 4 月 1 日現在**の土地原簿を基準に賦 課されます。期限までに届出がない場合、前組合 員(前耕作者や所有者)に賦課されますので、新 しい耕作者と**当事者同士で精算**をお願いします。

### 農地転用等の通知書

- 1. 農地を宅地等に転用する場合
- 2. 農地が公共用地により買収された場合
- ※農地転用をする場合、本区へ申請した上で決済金を納付していただきます。(公共事業買収も同様) 意見書交付までにかかる期間は 1 週間程となっておりますので、計画的な申請をお願いします。 4月1日以降に申請を行った場合、当該年度の賦課金は納付して頂きますのでご注意ください。

### ◆ 土地改良区への届出の注意点 ◆

農地の権利関係に異動【耕作者・所有者の変更等】があった場合には、関係者双方の連名による届出が 必要となっております。しかし、農業委員会や農協への手続きだけで、土地改良区の土地原簿も同時に修 正されると思っていたという事例が多くなっております。上記機関への手続きでは土地改良区の土地原簿 は修正されませんのでご注意ください。

また、**農協受委託や農地中間管理事業**についても**本人申請による届出が原則**となっておりますので、受 委託が確定しましたら早めに本区まで届出をしてください。

- ※賃貸借契約の期間満了による解約についても届出が必要ですのでご注意ください!
- ※届出用紙は本区および各 JA 本支所・支店窓口、本区ホームページに準備しております。

### ※ 滞納賦課金のある農地の取扱い ※

滞納賦課金のある農地が賃貸借・売買等により組合員が代わる場合、土地改良法の規定により新たな組合員が滞納賦課金を継承し納付しなければなりません。賃貸借・売買等の契約の前に滞納賦課金の有無をご確認ください。

また、滞納賦課金のある農地は中間管理機構を通して貸付希望を申請しても、内部審査により取下げとなる場合がありますのでご注意ください。

### 総務課会計係 お問い合わせ先 TEL 0235-22-5079

## 水利権と取水量について

#### ○水利権

河川などから取水して使用する権利で、管理者の許可を要します。河川法に基づき、河川管理者の許可により生ずる権利を「許可水利権」、河川法の施行以前の既存の農業用水などは、許可を受けたものとみなされ「慣行水利権」と称されます。赤川頭首工の取水は許可水利権です。取水量は季節や時期によってその必要量が異なるため、代掻き期や普通期など期別の権利量が異なります。

#### (1) 許可水利権

期別の最大取水量や年間総取水量等の許可の内容及び取水の条件等は、水利使用規則で定められ、農業用水は10年 毎の更新時に必要水量等の確認が行われます。

また、取水に当たっては、取水量を毎日計測し、河川管理者に定期的に報告することになっています。

#### (2) 慣行水利権

旧河川法(明治29年公布)施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川(一級、二級、準用河川)として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利を慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされます。

## 赤川頭首工の許可水量について

赤川頭首工からの水利権許可取水量は以下のとおりです。

1.	100/44± 100 10 / 41=## 100 1	le.	農業	用水	
水路維持用水 (非農業用水)			代掻期	普通期	年間総取水量
4/11~4/15 (m/s)	4/16~4/20 (m³/s)	4/21~4/25 (m³/s)	4/26~5/10 (m³/s)	5/11~9/15 (m³/s)	(千㎡)
11.881	16.752	23.322	41.446	30.856	309,210

#### ○4/11~4/25の水路維持用水について

平成23年度から平成29年度までの実証調査結果から、藻類等の掃流に必要な水路維持用水の期間が定められました。本地区の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来す恐れがあります。

このため、毎年かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要であり、通水により水路内の藻類等を安全かつ効果的に除去することが必要です。水路内の清掃のため取水許可を受けたものが水路維持用水です。

※水の利用方法を誤れば水利権の取り消しにつながる恐れがあります。必ずルールに則った 水管理を行い、違法な水利用は絶対にしないで下さい。

河川法により営農用として許可を得ている水利権は4月26日~9月15日までです。

## 本区管内の主な許可水利権施設

#### 1.国土交通大臣からの許可水利権施設

- ・赤 川 赤川頭首工(当施設の水利使用者は農林水産大臣)、道形揚水機、成田揚水機
- · 青龍寺川 内川分水工、関口堰、青龍寺分水工、沢田堰、稲生分水工、新斎部分水工、 本田分水工、湯野沢分水工
- · 内 川 内川第1分水工、内川第2分水工、内川第3分水工、内川第4分水工、 内川第5分水工、内川第6分水工、内川第7分水工、道形下揚水機
- · 苗 津 川 苗津川取水口(苗津川揚水機)

#### 2. 山形県知事からの許可水利権施設

- ·赤 川 熊出堰頭首工
- ·藤島川 落合揚水機
- ·大 山 川 米出揚水機、栃屋揚水機、下興屋揚水機、湯尻川揚水機、下小中揚水機、栃屋堰、

四分堰、大明神堰、蓮花寺東堰、下小中堰、友江揚水機、門前揚水機

- ・大 戸 川 大谷揚水機、火打崎揚水機、川内揚水機、新興揚水機、大戸揚水機、大木堰、 町川堰、京田前揚水機、山口揚水機、竹の浦揚水機
- ・矢 引 川 中沢揚水機

#### 3. 酒田市長からの許可水利権施設

・袖 浦 川 十二の木揚水機

## 工務課からのお知らせ

### ○かんがい期間中に水止めを実施する場合について

- (1) 地震(震度4以上)が発生し施設の点検が必要なとき。
- (2) 大雨、洪水等の各警報が発令されたとき。
- (3) 各ダムの放流等により河川が増水したとき。
- (4) 融雪水により赤川頭首工取水口スクリーンに流木等が流れてきて取水が困難となったとき。
- (5) 局地的集中豪雨 (ゲリラ豪雨) が発生したとき。
- (6) 事故等の緊急事態が発生したとき。

※降雨時の取水停止の備えとして、ハウスにタンクを設置する等の策を講じて下さい。

### ○土地改良施設の使用について

本区で管理する土地改良施設を使用する場合、土地改良施設他目的使用の申請が必要です。

- (1) 土地改良施設(排水路等)に対し、雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき。
- (2) 土地改良施設(用排水路・揚水機場・農道等)を出入口等に使用するとき。

#### ○境界確認について

土地改良施設等との境界を確認したい場合、境界確認申請書の提出が必要です。

※各様式については本区ホームページよりダウンロードできます。

ホームページアドレス: http://www.shonaiakagawa.jp

### 工務課 共通お問い合わせ先 TEL 0235(22)1173

## フォトコンテスト結果発表

本区第 18 号広報で募集しましたフォトコンテスト受賞作品を紹介します。 厳正なる審査の結果、最優秀賞・優秀賞が以下の作品に決まりました。



最優秀賞「庄内富士」 大川 一利 氏

ご応募いただいた皆様、誠にありがとうございました。本区では、今後も庄内赤川土地改良区管内の自然や農村の景観、そこで生活する人々、地域の催し物などを対象としたさまざまなコンテストを開催していく予定ですので、次回の開催をお待ちください。



優秀賞「月山ダムライトアップ」 蛸井 隆 氏



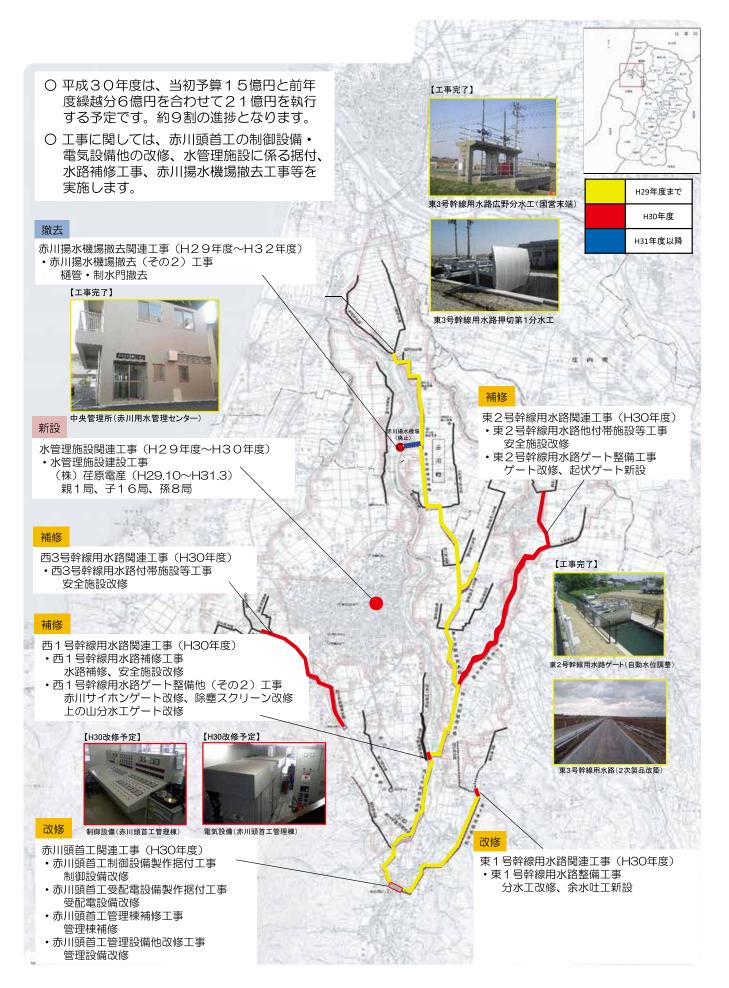
優秀賞「鮭昇る川 赤川」 高岡 敬治 氏



(左より)佐藤 理事長、大川 一利 氏、蛸井 隆 氏、高岡 敬治 氏



## 国営赤川二期農業水利事業 平成30年度工事実施予定箇所



## 赤川用水管理センターについて

- ○本地区における現在の用水管理は土地改良区及びその嘱託職員の現地でのゲート機側操作により対応されていますが、嘱託職員の高齢化や後継者不足等により、今後も安全かつ適切な用水管理を継続していくためには、維持管理に係る費用と労力の軽減を図ることが必要となっています。
- ○そのため、本事業では幹線用水路の通水状況の監視やゲート操作による通水量制御の遠隔化を可能とする水管 理施設を導入し、維持管理費や作業労力の軽減を図る計画としています。
- ○この水管理施設は、庄内赤川土地改良区事務所の隣に新たに建築した中央管理所内に設置する親局と赤川頭首 工をはじめとする幹線用水路の主要な分水工に設置する監視カメラ、水位計等の監視装置又は監視・操作装置 等からなる子局・孫局で構成されるものです。
- ○この水管理施設に関して、平成29年度に中央管理所の建築工事を実施し、平成30年3月に完成しました。この中央管理所の名称は、管理主体となる庄内赤川土地改良区及び因幡堰土地改良区と相談し「赤川用水管理センター」と名付けました。
- ○また、水管理システムの製作・据付については、2ヶ年にわたる国庫債務負担工事として「水管理施設建設工事」 を平成29年度に発注しており、平成30年度に中央管理所内にシステムが設置される予定となっています。
- ○引き続き、平成31年度からの水管理システムの稼働開始に向けて、取り組んでまいります。





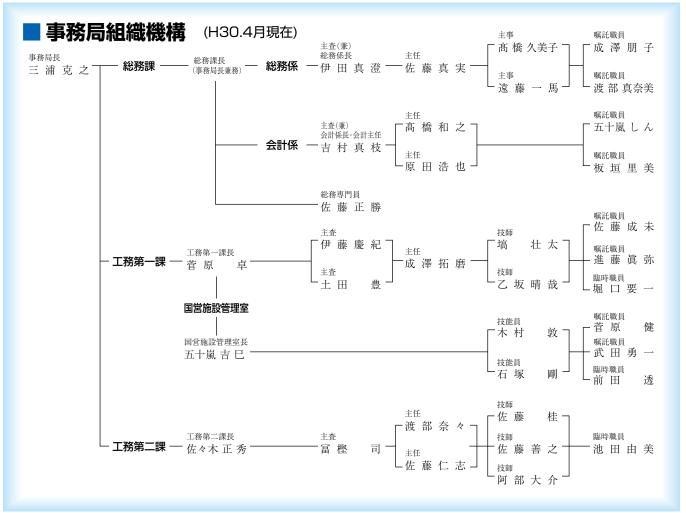
#### 【水管理施設諸元】

中央管理所内に設置する親局と赤川頭首工をはじめとする幹線用水路の主要な分水工に設置する監視カメラ、水位計等の監視装置又は監視・操作装置等からなる子局・孫局で構成されるものです。

- ・中央管理所 鉄筋コンクリート造 2 階建て(建築面積:72.4 ㎡、延べ床面積:133.8 ㎡)
- ・システム構成 親局1局、子局16局、孫局8局



## インフォメーション



ほか

ほか

### ■業務内容

### 総務課総務係 ☎0235-22-2135

- ・総代会、理事会等に関すること
- ・事務所管理に関すること
- ・人事に関すること
- ・選挙に関すること
- ・定款、規約等の改廃に関すること
- ・農地維持受託業務に関すること

## 総務課会計係

**☎**0235-22-5079

- ・支払業務に関すること
- ・出資金及び有価証券の保管
- ・賦課金徴収及び調定
- ・農地の異動に関すること
- ・決算及び財務状況に関すること
- ・会計監査に関すること
- ・未収金の督促に関すること
- ・農地転用に関すること

FAX: 0235-22-2185 (総務課共通) E-mail: info@shonaiakagawa.jp



工務第一課 ☎0235-22-2477	青龍寺川地区 八沢川地区 大鳥ダム
国営施設管理室	赤川地区
☎0235-53-2414	共同管理
工務第二課	中川地区
☎0235-22-2488	天保大川地区

・かんがい用水取水及び調整 ・洪水被害対策及び復旧対策 ・各種土地改良事業に関すること ・土地改良財産の他目的使用に 関すること ・水利運営協議会に関すること ・国営事業関連の調整に関する こと ・小水力発電事業に関すること

ほか

FAX: 0235-22-2434(工務課共通) E-mail: koumu@shonaiakagawa.jp

### 永年勤続表彰

長い間ご尽力いただき、大変ご苦労様でした

#### 【施設管理人】

佐藤 隆一 氏 (昭和揚水機場・勤続 17年)

丸山 新一氏 (渡前揚水機場・勤続13年)

### お悔み

去る2月24日、長年にわたり本区の土地改良事業に貢献されました元理事 菊池 豊勝 氏(享年78歳)がご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からのご冥福をお祈りいたします。